# 京城新報

●定價 ▲一[illegible] ▲[illegible]ヶ月[illegible] ▲[illegible]一ヶ月金[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢 ▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆 十月二十九日
發行兼編輯人 印刷人 山下英[illegible]
京城西署西小門[illegible]
發行所 京城新報社 電話六六三

## 日韓浮華の關係

大阪每日新聞轉載

[illegible]外人の煽動[illegible]在つては統監府[illegible]設置を初めとし韓國[illegible]漸く整然たらん[illegible]ても亦維新改革[illegible]の雨下を初めとし[illegible]の風あり、殊に伊[illegible]內外の衆譽一時に[illegible]殿下の御觀光に[illegible]國皇帝よりも亦太[illegible]の大任を委ねられ[illegible]の上にあらしむる[illegible]嚴妃亦公の誠意に[illegible]び、韓人公を稱す[illegible]ると稱せらる、亦[illegible]以てすれば唯だ伊[illegible]大得意なるのみな[illegible]は益々增進し、[illegible]に諦ち、昔日の嚴[illegible]ず而して是皆統監[illegible]ものにして統監が[illegible]らざるを恐るゝが如[illegible]機を觀るに未だ然り[illegible]あり、伊藤公が典[illegible]る、內に在ては正[illegible]大臣の榮を極め外に[illegible]加へんとしたる今や[illegible]特別の統監服を纏ひ[illegible]の待遇を受くる是等[illegible]稱氣の愛すべき性情[illegible]又必ずしも公の施[illegible]當伊藤式として一言[illegible]屬せず、誠に公の異[illegible]し然らしむるもの[illegible]心服せしむる手段と[illegible]のあるべしと雖も、[illegible]幼稚園生を招きて[illegible]公の榮譽が唯浮華[illegible]慘憺、內外人懷柔に[illegible]此威嚴、此榮譽が實[illegible]及ぼさゞるが如くな[illegible]も得ざるなり、統監[illegible]を以て限らるゝが如[illegible]ざるなり、若し果し[illegible]太皇帝統治時代の威[illegible]ものといふべきか。

何を以てか之をいふ、曰く暴徒の影を收めざるのみならず、愈々猖獗ならんとし我官民の其魔手に斃るゝもの頻々相繼ぎ、世界最强の陸軍國といはるゝ其陸軍も殆ど加ふるある能はざるの狀は以て之を辨じ得べきにあらずや、韓國の宣諭使なるものが地方に派遣せられたるは吾輩これを聞けり、憲兵の增派せられたるも吾輩これを聞けり、而して新日韓協約締結後直に派遣せられたる十二師團兵が三四ヶ月間の東奔西走亦大功を奏する能はず今尙徒に奔命に勞れつゝあるの事實も亦吾輩これを知れり、韓國暴徒が各所に出沒し兵團的行動を以て各營の準備をなしつゝありとの報も亦これを知れり、而して此際伊藤統監が無前の榮譽を以て韓國太子に隨伴し揚々歸國せんとするの準備をなしつゝあるも亦これを知れり然れども公の威名と聲望とを、否保護國なる日本帝國の誠意と强大と現時の大勢とを全韓に周知せしめて內外人民をして[illegible]しめ洋々たる京城一小天地の太平を[illegible]普及し、以て全韓をして平和の幸福に浴せしむるの手段に熱心なるや否やについては吾輩これを聞かず、又其の時期についてはは殆ど望洋の歎なきを得ず、殊に我と韓國との關係を以てして外人の煽動的行爲を取締るの好位置にあり乍ら彼等をして第二第三の海牙運動をなさしめつゝありといふが如き、外交手腕第一と稱せらるゝ伊藤公にたいて殊に不可解の事に屬すといふべし、吾輩固より韓國內地に於る日本人の發展、諸事業の隆興の益々盛なるものあるを無視するものにあらざれども、外人の煽動、暴徒の橫行の如き、此發展、此隆興を妨ぐるの大なるを見て、茲に一言して統監および統監府員の反省を促し、徒に浮華誇衒の政策にのみ走らずして、實力實質の經營に鋭意せんことを望むものなり。

## 台灣鐵道の成績(下)

卅八年度までの狀況は大略前に述べたるが如し然らば卅九年度は如何と云ふに前年度より月々增加したる進行力は益進行を繼續し其收入額に於て廿七萬餘圓乃ち一割七分の增加を示したり更らに是を細別すれば卅九年度に於ける各驛の乘車人員數は二百二十四萬三千人にして前年に比し三十萬人乃ち一割六分の增加となり其賃銀總額九十二萬圓乃ち十一萬圓の增加にして一割四分に與り貨物は總噸數五十萬噸にして前年に比し八萬噸乃ち一割五分餘の增加となり賃銀に於ては十六萬圓乃ち二割餘を增加して九十三萬圓となれり斯くの如く卅九年度の營業狀況は前年に比し更らに幾層の好成績を收め得たるが鐵道營業の上に於て如何なる地位に在るかを知らん爲め鐵道延長一哩一日間の收入を算出し尙は內地に在る官線鐵道の收入を比較すべし

▲本島鐵道一哩一日間の收入

| | 員數 | 賃金 |
|---|---|---|
| 乘客 | 五百四十六人 | 十圓五十三錢八厘 |
| 貨物 | 二十二噸餘 | 十圓十七錢七厘 |
| 雜收入 | — | 六錢九厘 |
| 合計 | — | 二十圓七十八錢四厘 |

是を卅八年度に對照すれば乘客に於て四十九人貨物に於て約二噸を增し收入額に於て二圓八十二錢一厘の增加を來したり

▲各官線一日一哩收入比較

| 鐵道線 | 收入額 圓 錢 | 鐵道線 | 收入額 圓 錢 |
|---|---|---|---|
| 東海道線 | 二一、[illegible] | 中央西線 | 一五、九[illegible] |
| 信越線 | 三五、二八 | 奧羽線 | 一六、五〇 |
| 北陸線 | [illegible] | 北海道線 | 二一、一六 |
| 篠の井線 | [illegible] | [illegible] | 八、七一 |
| 臺灣鐵道 | 二〇、七七 | 陰陽線 | 六、四八 |
| 中央東線 | 一九、二七 | | |

(各官は線卅九年度年報未着につき卅八年度を採る)

是に因つて見れば本島鐵道の收入は中央東線よりも遙かに勝り篠の井線に聊か及ばざるの好位置にあり左らば其支出如何と見に

▲各官線一日一哩營業費比較

| 鐵道線 | 支出額 圓 錢 | 鐵道線 | 支出額 圓 錢 |
|---|---|---|---|
| 東海道線 | 三九、六二 | 篠の井線 | 一六、六三 |
| 信越線 | 二九、一八 | 中央東線 | 一四、四九 |
| 北陸線 | 八、一七 | 臺灣鐵道 | 一四、一三 |

右の表示によれば本島鐵道は收入に於ては篠の井線に相類し支出に於ては中央東線に酷似せるものと云ふべし以上は卅九年度に於ける本島鐵道の收支に於ける比較なるが更らに四十年度に就て比較するときは益々前記以上の好成績を得つゝあるを見るべし左に本年四月以後九月中の收入額を比較すべし

▲四十年度上半季收入比較

| | 收入總額 | 前年同月より增加 | 一日一哩平均 |
|---|---|---|---|
| 四月 | 一七七、〇五四 | 七、四三〇 | 三三、一〇 |
| 五月 | 一六五、〇三五 | 六、七五〇 | 三〇、〇〇 |
| 六月 | 一七〇、六〇〇 | 三五、六〇〇 | 三一、三〇 |
| 七月 | 一九四、三〇〇 | 二一、三〇〇 | 三五、五〇 |
| 八月 | 二〇三、九〇〇 | 三〇、六〇〇 | 三四、五〇 |
| 九月 | 一七八、四〇〇 | 一五、九〇〇 | 三三、三〇 |
| 合計 | 一、〇八六、三三九 | 八五、五八〇 | 三三、二六 |

本年四月以降半季間に於ける收入の一日一哩平均は二十二圓二十八錢に該當す今卅八年度以來を比較するに

▲一日一哩平均比較

| 年度 | 收入金額 圓 錢 | 前年より增加 圓 錢 |
|---|---|---|
| 卅八年度 | 一七、九五 | — |
| 卅九年度 | 二〇、七七 | 二、八二 |
| 四十年度(半季) | 二二、二八 | 一、五一 |

即ち卅九年は前年よりも二圓八十二錢餘の增加となり本年度上半季は更らに一圓五十一錢餘の增加となり篠の井線よりも遙かに多くの收入額を現はせり而かも前記本年度上半季間の收入額は現收入のみにして特約貨物に對する後拂金額を包含し居らざるものなれば若し是を計上するときは何はより以上の收入額となるべし斯くの如く卅八年以來鐵道の延長哩數に於て何等[illegible]無くして收入額年々劇增するの趨勢は今や將さに開通せんとする中間本線鐵道の聯絡成ると共に層一層の劇增を見るに至るべきは何人も疑を挾む能はざる自然の趨勢なるべし篠の井線と伯仲の間に在る本島鐵道の收入額をして北陸線と拮抗せしむるに至るも甚だ遠きに非ざるべし

## ●關稅訴願裁決

曩きに大稻埕千秋街英國茶商ボイド商會が英國ウエチスタ會社の製造に係る茶箱用材料を輸入したるに淡水稅關にて之を半製品と見做し課稅したるを不當とし稅關長を相手取り總督に訴願したる件は今回愈々裁決せられたり、關稅に對する訴願は本島領臺以來今回を以て嚆矢とするのみならず其結果は關係者に關係少なからざるを以て双方の陳述[illegible]之に對する裁決の要旨を左に揭ぐべし

訴願人ボイド商會代表者トーマスの陳述要旨に曰く

訴願人が本年八月五日輸入せる鉛葉並に茶箱組板及窄板等に對する課稅處分は不當なり抑本品は從來本島に於て輸出茶包裝用として使用する鉛葉並に福州杉箱板と其性質效用異なるなし然るに淡水稅關長はウエチスタ鉛葉は從來輸入の普通鉛葉に比し含有量多く無稅と爲すことを得ず又茶箱用組板並に窄板は加工の程度に於て半製品と看做して定價二割の課稅したるも元來茶包裝用の鉛葉は多少の錫分を含有せざるなく又茶箱用組板も在來の茶箱用板に比し外觀稍異なるも幷は單に機械挽なるに因るのみ何等の裝飾意匠を加へず、本品輸入の目的は茶の包裝を改良せん目的の外何等の用途なし故に鉛葉は無稅茶箱用組板は原料品と見做して課稅せられたし

之に對する稅關長の辨明要旨に曰く

本品は茶箱の組板及窄板其他茶箱を組成すべき鉛葉「メタルコーナー」「タップ」「リベット」鐵釘「ステープル」等一切の部分を附屬し悉く茶箱大に應じて一定の數量を具備するが故に之を組立る外何等の工程を要せず、加之茶箱用組板の如きは單に木材を挽き割にあらず粘着力を有する物質を以て三枚の薄板を著合し一枚と爲し更に之を茶箱大の寸法に截斷したるものにして之を在來のものと比し啻に外觀のみならず加工の程度に著しき軒輊あり殊に鉛葉も茶箱の大きさに應じ一定の形狀に截斷したるものなるを以て之を茶箱組成の一部と看做すを至當とす仍て一切の部分を綜合して半製品と認めたり

以上に對する總督府の審査に來ればウエチスタ茶箱用組板及窄板は之を在來のものに比し茶箱を作成する上に於て稍々便益あるが如くなるも其加工の程度たる逕庭あるものにあらず、普通茶箱用板と同じく一材料たるに過ぎずして半製品の程度に至らず又鉛は茶の濕潤を防ぐ爲め內裝に用ゆる物料として茶箱其物の部分品と見做すを得ざるのみならず茶包裝用に供せらるゝ以上は一定の形狀に截斷したると否とを問はず茶鉛と認むるを至當とすとて遂に本訴願は訴願人の主張通りに決定せられたり

## 生產及び分配狀況(六)

重要輸出入品 仁川商業會議所調查

(四)小豆 本品は例年八月以後に至れば新もの出廻りを見ると雖も元と本品は韓人の粥米又は餅餡等の需用に供せらるゝもの多く殊に產額も僅少にして一月に入りては出廻り餘程減少するを常とす當一月中穀物協會に於ける取引高は百六十一石に過ぎず相場は上一石八圓見當にして二月となるに從ひ出廻りは殆んど皆無にして僅かに二十三石の取引を見るに至れり相場は前月より二十錢方騰貴し一石八圓廿錢見當となれり三月に至り又々騰貴して九圓見當となりたるため目先此上の高値は測られざるを見込み稍廻着を促し當月中の取引高は四百十七石に達したり四月に入りても廻着相變らず沸々ありて其取引高約八百五十石に上り相場は十錢方引締まり八圓九十錢見當となれり五月に入りても出廻り沸々有之相場は大玉八圓六十五錢次品八圓四十錢保合ひにて格別の取引なかりき六月上旬は入荷なく品拂底にて相場は八圓五十錢なるも只呼聲のみにて取引行はれず中旬以降は取引なかりし本月中の取引高は五十六叺に過ぎず

七八兩月は最早品出廻り盡して入津なく取引行はれず九月に至りても何出廻りなし相場は龍山亦にて八圓二十錢位當地小賣口の買物ありしに過ぎず

(五)大麥 大麥は昨年不作のため出廻り殆んど皆無の姿にて一石の相場三圓五十錢見當なりし三四月とも出廻り全く皆無にして取引も亦た皆無なりし三月中相場は前同樣にして保ち合しが四月となりて五十錢方の騰貴を示し一石に付四圓の見當となれり五月以降は出廻りなく取引も皆無にて相場立たず

(六)小麥 小麥は一月より四月にかけては古物は漸次出盡して品薄となり出廻り減少するを常とす殊に一月二月は春季の需要多きにより前月に比して四十錢方上騰し一石三圓五十五錢の見當にて强含のまゝ保合へり一月中穀物の取引高は僅かに二百二十八石に過ぎざりし二月となりては出廻りは殆んど皆無にて僅かに十二石五斗の取引を見たり相場は又々十錢方の騰貴を示し一石に付三圓六十錢の見當となれり三月となりては相場の騰貴に連れて廻着の數を促し前月に比しては稍多額の入津を見るに至りしか尙ほ四百五十三石の取引高に過ぎず相場は前月より三十錢方の騰貴を示して一石三圓九十錢に出來合へり四月となりては出廻りは前月に比し稍多く穀物協會に於ける取引高も約八百石に達し相場は十錢方騰貴して七圓見當となり目先此上の高値はなかるべき狀況を呈したり五月に入りても入荷相變らず沸々之れあり上旬は上もの六圓二十錢並六圓の相場なりしが中旬より稍保合ひ入荷薄く月末に至るも取引なし

## 小說 絃のみだれ(十八)

水井 樓[illegible]

清之助の人氣は夜一夜、日一日に加つて假へば旭の東天に昇る勢である。丁度七日目の晩であつた。十一時頃清之助が寄席から歸つて來ると、養父の勇五郎は其夜も[illegible]平亭に出掛て、清之助の語物が了ると共に宅に歸つて、モウ寢酒の用意をして居る所であつた。

「お父樣今戾りました。私大切まで聽て歸んなさるかと思つたに、大層早く歸りましたね。」

と、挨拶すれば勇五郎は上々機嫌で

「あゝ、大切まで聽こうかとは思つたが、餘り大い人で窮屈で堪らなかつたから、お前のだけで歸つちまつた。

それは然うと、今夜掛けた彼の後幕は誰方から貰つたのだ。」

と、問ひ掛けた。清之助は莞爾笑つて

「どう思つて見て下さつた、淡泊した宜い幕だつたでせう。」

「うむ、なか〳〵氣の利いた宜い幕だ。此方等にや分らないから、唯のヒラ屋が書いたんだらうと思つて居つたら、見る人が見れば分ると見ゑて、私の隣に居つた髯を生した官員見たいな兩人連が、大層彼の幕を賞めて居つた。こりや些と見ると淡泊して金が要つて居ないやうに見ゑるが、奈何してなか〳〵繪代ばかりでも拾兩位は取られで居ると話して[illegible]成程何程も[illegible]たのとは[illegible]ようやら[illegible]ふやうに見ゑた。何にしてもぱつと人目を惹く氣の利いた[illegible]の宜い幕だ。唯方が下すつたんだい。」

と、又問ひ掛ける。清之助は嬉しさうに[illegible]

「那樣に賞めてましたかね。あれは[illegible]日目の晩に[illegible]へ招んで[illegible]た、あの書生さんが下すつたんですよ。」

「わゝう、あの書生さんが[illegible]然うか、こりやまあ大した物を下すつたね。[illegible]夜も來てござつたか。」

「は、初日から一晩も缺かしつこなしに[illegible]晩來て居なさるの、今晩は彼の幕を持つて來て下すつて、定連席で聽いて居なすつたの……。」

「然うか、那樣事を知つてなら[illegible]に[illegible]つてた[illegible]を云つて[illegible]念な事をした。[illegible]だれ[illegible]目に[illegible]つて能くお禮を言つたらうね。」

「は、私は今晩[illegible]る時御一緒になつたので、能くお禮を申して置きましたが、其內宅へ遊に來るやうに言つて居なすつたから、若しもお出でになつたら、お前さんからも能くお禮を申して下さい。」

「あゝ、宜いとも、宜いとも、其時は[illegible]なく私から[illegible]を云つて此[illegible]の事も頼むでやる。したが一体其の書生さんは何方の方で何處の學校に通つて居なさるかまだ聞かないのか。」

「は、これまで何程れ問ね申して[illegible]て下さらなかつたが、今夜漸々う頼むで聞きましたわ。」

「然うか、然うか、何をする家の息子さんだ、必然財產家の息子さんだらうね。家は何處だ。」

「那樣詳しい事は仰やらなかつたが、宅は內幸町で、親も兄弟もない唯た一人限で、叔父さんの宅に居ると仰やつたのよ。」

### 京城新報　悟れ伊藤公

公職を統監に奉じてより正に二年に垂んとす、此間に於て伊藤式の韓國經營は忠實に施設されたりと雖も惜らくは一個新協約の締結の外には何等見るべきの績なし、而かも此新協約の外に昨年六月以來某々三氏が建言したる者に向て公は單に着を探りたるまでなりと云ふに到ては只呆るゝの外なし、巧名を得る此國に於て實功を樹つるに極めて拙なる公の如きは神武以來史上其比類を見ざるものと云ふべし

新協約の要旨は早晩世人に向て開放せらるゝならん、其時に當て公自から新協約の結果にして辨慶ならざりしことを悟らば遂に韓國山千年の公も嘲笑一番を禁ずる能はざるならんか

リンコルン曰く吾人は國民の全部を或日月に欺き得るものなり又國民の一部を永久に欺くことを得るものなり而れども吾人は國民の全部を永久に欺き得るものにあらずと、蓋し至言と云ふべし、統監たるもの此至言に對して如何なる感想を持つか

### 日韓關税同盟に關して（其一）

本問題の經過と統監府の態度

此問題は一昨秋在韓日本人商業會議所聯合會始めて之を提唱し、同年十月東京に開催せる日本全國商業會議所聯合會に於て全會一致を以て之を可決し、終に此問題は民間經濟家の賛同を得て第二十二、第二十三議會に於て兩院の建議案となり帝國政府に大なる刺戟を與へ、爾來民間の論議は愈々盛んにして遂に二十四議會に於ては商業者の主張と目的とを貫徹せずんば止まざるの氣勢を示せり

統監府の態度は外交、財政、軍事、郵政等の諸般政務の實權を掌握し…

### 韓太子と統監

伊藤統監は韓國太子が帝室の特選を受けさせられ…

---

責任者たる統監府は府制開設の當初、第一着に此問題に向て手を下すを要し、世人亦必ず其然るべきを期待したりしなり、然るに統監府設以來當局は常に此問題に向て極めて冷淡なる態度を示し、殆んど之を度外に措きて顧みざるの事實は既に第二十三議會に於て政府委員たりし總務長官が建議者の質問に對し統監府は未だ此問題に就て何等の調査をもなしたることなしとの答辯に徴して明かに知了することを得べし、日韓兩國經濟の共通を計り利權扶植の根源たる此問題に對し統監府當局は何が故に而かく冷淡なりしや又何が故に而かく之を度外視せるや是れ一般世人の怪訝に堪へざるところ、老者と雖も韓士に埋めんと揚言せる伊藤公に向て何人も聞き且質さんと欲する所なるべし

### 補口電報　軍港司令官の左遷

海兵長事件は軍港司令官の責任に歸し同司令官は洋艦長に左遷されバルチック艦隊司令官其後任となれり（十二月一日發）

### 東京電報　三八式野砲の成績

今回大演習の結果に依れば三十八年式野砲の成績は良好にして發射速度の如きも極めて優勝にして同砲一門の力は能く三十一年式野砲の四門に相當し且つ遠距離射擊に至ては豫期以上の好結果を收め得たり（二日發）

### 報知社の奇禍

今朝報知新聞社より出火し器械五臺を燒失し家屋は半燒にて鎭火したり（二日發）

●救恤金御下賜　去る九月德島縣に於ける暴風雨罹災者救恤として兩陛下より金四千圓を御下賜ありたり

●判任文官行賞　本日内閣、外務、遞信、大藏の各省所屬の判任文官七千八百六十九名に對し勤功により旭日章以下一時賜金の御沙汰あり

●砂糖保險業の官營　政府は四十一年度以降の財政計畫として砂糖及び保險業を官營になさんと之れが調査を始めたり（以上三十日發）

●石井通商局長　石井通商局長は今朝歸京せり

### 時事新報の冷評

時事新報は日本の韓國新協約…を非難し…常に慎重の態度を持し一言一句も苟もせざる…任城…を非難冷笑せり

●鈴木齋藤王計歸東　過日來滯京中なり

九州四國山陰地方にも輸出する計畫なりと

●滿洲と製氷事業　本邦唯一の製氷所たる満洲大連市街に於て天然…

### 大阪毎日の論難

大阪毎日新聞は本紙一面に轉載せし社説を掲げて現時日韓關係の浮華なる所以を精述し併て伊藤式政策の缺點を指摘論難したり

### 太皇の永禧殿展謁

太皇帝は十餘年間展謁なかりし永禧殿に展謁せらるゝことゝなり昨日午前九時半咸寧殿出御同十時永禧殿着三十分展謁を終り歸路昌德宮を訪問せられ皇帝と對顔あり午後四時宮洞宮に還御せられたり

### 皇太子乘艦序列

皇太子殿下には愈來る五日滿州丸にて御乘艦渡日の途に就かせらるゝことに決定したるが當日午前十時特別列車にて仁川に赴かせられ午前十二時小蒸氣船にて本艦に移乘せられ七日午前九時馬關着の御豫定にて當日の小蒸氣船乘組順序左の如し

第一艇　皇太子、伊藤統監、曾禰副統監、長谷川大將、李内府大臣、宋農商工部大臣趙陪從武官、村田陸軍少將、岩崎海軍少將、高橋事、古谷秘書官、國分書記官、海軍中佐（指揮官）

第二艇　鄭便局小蒸氣大使完興君、永宜君、趙宣進官 嚴特進官、高崎男爵、李宗漢司長、李秘書監、李秘書課長、鄭書記官、金陪從武官、嚴敎官尹、秘書官、上村事務官、學友二人

第三艇　韓國皇族親任官、其他見送人約四十名

第四艇　見送人其他約三十五名

### 養心閣の午餐會

一昨日養心閣に於て午餐會を催されたるが當日御陪食仰付けられたる人員左の如し

太皇帝、皇太子、伊藤太師、國分秘書官、完興君、李載覺、永宜君、李悠鎔、義陽君、李載覺、完順君、李載克、海軍府、院君、尹澤榮、太子小師李完用、侍講院詹事高義敬

### 韓太子出發御模樣

韓皇太子は御豫定の如く來る五日午前十時伊藤大使御守にて隨員を從へさせられ南大門停車場御出發あらせられ同十一時十分仁川停車場御着直ちに御徒歩にて税關棧橋よりランチに召され軍艦滿洲へ御乘艦正午拔錨あらせらるゝ御議定なりといふ

### 栗原接伴員の來京

栗原書記官は皇太子御留學につき接伴員として昨日午前九時來京せり

### 一万圓の寄贈

伊藤統監には一昨日李完用氏の午餐會に赴むきたる歸途大東學會に立ち寄り同會の會員にして韓國の儒者ともいふべき人々を招き有益なる一場の演説を試み同會前途の發展のために金一万圓を寄贈したり

### 義和宮の歸韓

目下東京滯在中の義親王には來る八日頃歸韓せらるゝ筈なり其用向は政治上の意味あるにあらず一身に屬する財産の整理にありと傳へらる

### 露國領事の歸國

在韓露國總領事プランソン氏は昨日午前九時…

●鈴木齋藤王計歸東

…其目的は統監を訪問し事務の打ち合せをなし之れ…

### 宗谷艦上の吊慰式

昨日午前十一時仁川に入港したる宗谷艦は既に記せる如く三十七年二月八日日露戰爭の時頭仁川港八尾島沖に於て我艦隊の爲めに擊沈されたる彼のワリヤークの後身にして爾後我艦隊に編入せらるゝ事となり今回計らずも仁川に差遣されたるものなるが同艦長は戰役當時の狀況を追想し敵ながらも國家の爲めに海底の藻屑となれる露國將士の事を想へば又一掬の涙なきにあらずとて其勇魂を慰めんため一昨日午後三時同艦上に於て吊慰式を擧行したり同式は將卒悉く甲板上に整列し軍樂隊は水漬屍の吊歌を吹奏し最も清肅に式を終へたりといふ

### 軍艦上の茶話會

宗谷艦に於ては明四日京仁間の官民八九十名を軍艦に招待し茶話會を催すべく又滿洲に於て同日午餐會を催すべしと

●一昨日軍艦訪問者　一昨日仁川倡夫理事官、富田民長、宮木税關長の三氏は軍艦宗谷を訪問し吊慰式に列したり

### 二艦長の統監訪問

來京中なる滿洲艦長及宗谷艦長は本日午前十二時伊藤統監を訪問せり皇太子御便乘の準備に付て種々打ち合す處ありたり

●兩艦乘組員　宗谷艦乘組員は士官二十七名準士官八名下士以下五百四十七名、滿州號士官十六名準士官五名、下士以下五百名外軍樂隊なりといふ

●兩艦長入京　滿洲船長大澤壽七郎宗谷船長財部彪の兩氏は昨日韓皇へ拜謁の爲め上陸入京せり

### 宮内官の任命

宮内府官制改正の結果人才登用の路開かれたれば各方面より獵官運動を試みつゝありしが昨日までに任命せられたる者左の如し

| | | |
|---|---|---|
| 任宮内府大臣官房事務官奏任官三等 | | 多田　垣 |
| 任宮内府秘書官奏任官三等 | | 井上　雅二 |
| 任宮内府書記官敍任官一等 | | 津輕　英麿 |
| 同 | | 村上　龍佶 |
| 任宮内府大臣官房事務官奏任官三等 | | 橘　圓壽 |
| 同 | | 青山　淺次郎 |
| 任侍從院典醫奏任四等 | | 小山　善 |
| 任内藏院理事奏任三等 | | 鯰川　新 |
| 同 | 奏任四等 | 增田　英信 |
| 任帝室財產整理局事務官奏任三等 | | 本權藤四郎介 |

#### 韓　八

| | | |
|---|---|---|
| 任侍從院侍從勅任官三等從二品 | | 李晉九 |
| 同 | 同 | 韓相鶴 |
| 任侍從院典醫局長 | 同正三品 | 徐丙孝 |
| 任掌禮院掌典官 | 同從三品 | 金至熙 |
| 任掌禮院典祀 | 勅任二等正二品 | 嚴俊源 |
| 任 | 三等從二品 | 嚴桂承 |
| 同 | 同 | 張浩鎭 |
| 同 | 同 | 劉膺烈 |
| 同 | 同 | 金明濟 |
| 同 | 同 | 劉臣縡 |
| 同 | 同 | 金寧鎬 |
| 介任掌禮院典祀勅任二等正三品 | 同 | 尹達勳 |
| 同 | 正三品 | 李範鎬 |
| 同 | 同 | 安永基 |
| 同 | 同 | 鄭觀朝 |
| 同 | 同 | 李詠均 |
| 同 | 同 | 孫錫基 |
| 任掌禮院典祀勅任三等從二品 | | 李恒九 |
| 任承寧府侍從同正二品 | | 尹德榮 |
| 任皇后宮大夫勅任一等從二品 | | 高義敬 |
| 任東宮大夫勅任二等從一品 | | 金鶴鎭 |
| 任奎章閣學勅任一等正二品 | | 閔泳徽 |
| 同 | 同從一品 | 朴容大 |

（以下略す）

### 仁川の軍艦歡迎會

仁川官民の宗谷滿洲兩艦の歡迎會は豫定の如く本日午後四時より仁川倶樂部に於て開催せらるゝ筈なるが出席者數百名に及び席上海軍々樂隊及餘興として講談藝妓手踊の催しある由、尚同出席望の向は本日午前十時迄民役所に申込まるべしとなり

●與士團　金允植を團長とし俞吉濬を副團長とするところの興士團なるもの組織せられたり發起人の顔觸れよりすれば同團は金允植の命下に舊亡命者と一進會員の集合したるものと見て差支なからんか

●御荷物搭載　韓皇太子殿下御渡日の御荷物は其重もなるもの丈本日軍艦に搭載する筈なりと

●倡夫理事官の午餐會　本日仁川倡夫理事官は滿洲宗谷兩艦長以下將校を招待し午餐會を催す筈

### 郡守任命に關する怪聞

此程任命せらるべき四十名の郡守等は何れも某々等の推撰に係るものゝ由なるが之に就て本社は一怪聞を耳にしたり尚詳細は精探の上報導すべし

### 江原宣諭使諭示

江原道に宣諭使として派遣せられたる洪祐晳は去月十八日雄陽郡衙に各方面の重立ちたる人民約百名許りを召集し大に戒むる所ありしが氏は其際勅詔勅文を捧讀し左の事項を述べたり

一、人民の財產家屋を掠奪若しくは燒毀し國用の電信線を切斷し擅に義兵を揭ぐるは暴徒の所爲なる事

一、從來暴徒に與みし現に又與みしつゝある者と雖も今に於て飜然悔悟せば死刑に處せざるべし宜しく宣諭に應じ速かに歸順すべき事

一、日本軍隊及日本人の滯在せるは韓國保護の爲めなり堂々たる大國と雖も他國の保護を蒙るの例古より少なからざる事

一、小國未開の韓國は保護を受けずして獨立するを得ず日本の保護は韓國を開發して文明の域に進めしむるにあり

### 生歴里の賊潰走

黃海道谷山郡覓美面生歴里に暴徒約百五十名集屯の偵察を遂げ谷山守備隊軍曹以下四名歩深守備隊兵十三名の討伐隊に巡査四名を附隨せしめ十一月廿四日午前一時出發し同處に逹せしに暴徒は我斥候に對し俄然射擊を開始せしより吾は高陵約百五十米突の高地に於て敵と應戰したるに暴徒は頑強に抵抗せしが約一時間の後屍体八、銃六個を遺留し元山街道に潰走したり

### 銀坡の賊を卻く

平壤分隊砂利院、載寧兩分遣所の交通憲兵は去る一日午前十一時砂里院西南三里銀坡にて暴徒約五十と出會せしが直ちに之れを擊退したり

### 暴徒邦人を襲ふ

十一月廿五日忠淸北道淸州細橋場鑛山業深見十郎太方に暴徒約三十名來襲し齋金鑛工場等に闖入亂暴狼藉到らざるなかりしかは同人は驚きて密かに現場を逃れ辛うじて淸州に到着せしが其際共に居合はせたる實弟岩吉は白衣を着し水車の樋下に潛伏し居りしを以て幸に暴徒の發見を免れしが其際暴徒は工場小屋等の物品を掠奪し尚火を放ちて引揚げたりといふ

●鶴山里の賊　全羅北道任實郡上雲面鶴山里の討伐に向ひたる分派所巡査二名巡檢二名は守備兵四名と共に十一月十九日暴徒若干を發見せしかば直ちに之を擊退し尚上方面に逃走せし四十名許りの集團を急擊せしに月岡方面に至つて踪跡を失ひしが屍体若干遺棄しありたり

### 遠里の賊

揚根の東南約一里半漢口左岸なる遠里に二十七日午後七時頃京城の韓人等三隻の船に薪を積載し碇泊中火繩銃を携へたる暴徒三名刀を携へたる暴徒四名該船中に入り來り船夫九名を脅迫し各船より一名つゝを捕縛し遠里の一酒店に連れ上陸し金錢を出せと强請したるを以て三名にて金二圓を與へ漸く虎口を遁れたりといへり

### 愛國婦人會の遊説

過般赤十字社元山支部總會に出張したる大橋次郎氏は總會終了後元山愛國婦人會若松委員長等と共に同地守備隊を慰問し兼て小學校生徒を招きて活動寫眞會を催し同時に委員部發會式にも出席したる後釜山に渡航し高等女學校の生徒及同地の婦人會員を招きて活動寫眞會を開きたるに濟狂會有志者の狂言數番ありて何も盛況を極め一昨夜歸京せり

●愛國婦人會臨時會　在韓愛國婦人會々員は一昨日午前十時より日本人倶樂部において臨時會を開き出席者約五十名なりしと

●仁川會議所會議　仁川商業會議所に於ては昨日午後五時半より四十年度決算報告其他に關し會議を催したり

●祭粢扶助料下附　本年八月以來の事件に遭難したる我警官十七名に對し内部より祭粢料及び扶助料を下附したり其額は補助員は祭粢料五百圓遺族扶助料二千圓にして警視岩元義行氏には祭粢料千圓扶助料六千圓なりし

### 雄基税關監視署新設

總税務司廳にては北韓地方密貿易取締の必要上淸津の外更に雄基に税關監視署を設け十二月五日より開廳する筈なりと云ふ

●滿鐵と瓦斯事業　滿鐵會社にては撫順炭を利用して瓦斯事業を營まんとの議あり今回東京瓦斯株式會社技師内藤遊氏に之に關する調査を囑托し同氏は既に各般の取調に從事し居れり愈よ實行の曉には其供給は點燈用厨房用暖房用より一般工業用に及ぶべく少くとも大連市街の面目を一變せしむるに至るべし

### 道路改修に就て

居留地道路改修は數月來より着手し大半竣工を告げ本年內には全部の改修を終る筈なりしも水道鋪設との契約締結延引せしと防寒及び豫算等下季迎等とに依り自然工事上に障碍を與へたる爲め竣工期に影響せしが未成工事は解氷期に達したる爲め目下工事中の分は來年三月頃より着手せしむることゝなれりと云ふ

●京城女學校に就て　京城女學校にては目下校則編纂中なるが今回正則女學校として之れに手藝科を併置することゝなれり

●明石少將出發　明石憲兵隊長は明四日より天安憲兵分隊管内へ巡視として出發十四日歸隊の筈

●居留地發達史　目下居留地有志者の手に依りて編纂中なる居留地發達史は過日の委員會に於て之れが編纂事業は居留民團の直接事業となす方適當なるべしとの議あり賛成者ありたれば不日民團の事業として發表せらるべしと云ふ

●夜警費に就て　從來夜警費は組合に於て各戶より徴收し來りし所本年度は是迄費用は民團費を以て支辨するを以て各戶に於て其負擔を要せざる由なり

### 夜警開始

追々嚴寒の季節に際し各戶共火氣の取扱ひ多きを加ふるを以て民團に於ては本月一日より伊藤友松に命じ各戶の夜警を開始せり

●鴨綠江の結氷　去月二十七日以來鴨綠江は結氷し安東縣よりの交通杜絶せりと云ふ

### 四十年十月中 仁川組合銀行統計表

△諸手形取扱高（單位は總て圓）

| 種目 | 仕向高 | 被仕向高 |
|---|---|---|
| 送金爲替手形 | 一、[illegible] | [illegible] |
| 荷爲替手形 | 二五、[illegible] | [illegible] |
| 他所割引手形及代金取立手形 | [illegible] | [illegible] |

△預金

| 種目 | 預金高 | 拂戾高 | 月末現在高 |
|---|---|---|---|
| 公金 | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 定期 | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 當座 | 四、[illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 小口當座 | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 計 | [illegible] | [illegible] | [illegible] |

△貸出金

| 種目 | 貸出高 | 入金高 | 月末現在高 |
|---|---|---|---|
| 貸付金 | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 當座貸越 | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 割引手形 | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 荷爲替 | [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 計 | [illegible] | [illegible] | [illegible] |

△金利

| 種目 | 最高 | 最低 | 普通 |
|---|---|---|---|
| 貸付日歩 | 三錢二厘 | 二錢八厘 | 三錢 |
| 割引日歩 | 三錢五厘 | 二錢九厘 | 三錢二厘 |

伊藤統監は韓國皇太子が我帝室の待遇を受けさせらるゝ間起臥を共にし同待遇を辭退せらるゝ後大磯に歸り靜養せらるゝ筈（二日東京發電）

る醫校氷室にては今回大連市街に於て天然氷の製造事業を起さんとて協議の上近々實地調査の爲め重役派遣する由なるが愈々事業開始の曉には大連を始め

●鈴木齋藤主計總監　過日來滯京中なりし鈴木齋藤主計總監は統監を訪問し事務の打ち合せをなしこれより鎮海灣及馬山等に立ち寄り直に歸東由

## 「無限の熱血」を讀む　六

[illegible]陵生

父君が一家が此時に於ける刻苦勉勵は非常なるものにして先づ君が大豆を臼搗けば母と妹は夫れを煮て豆腐を作り、又父と弟とは油揚げ燒豆腐等の製造に從事し、今日豆腐を作れば翌日は萬腸を製するといふが如き手順に定め且つ君は毎日午後より二時間づゝ漸く貴の體操教師に傭はれ以て月六圓の報酬を受くることゝなりたるを以て身心の勞苦は毫も意に介せず寧ろ愉快の心を以て刻々事に當りしが、稼ぐに追ひ付く貧乏なしとの譬への如く家運漸く挽回の緒に就き、今は三度の食事も滯りなく濟ますを得寒暖に應じて破れ衣裳ながらも需むるを得又高利の金をも追々返却するを得るに至りしを以て君は勿論一家の悅びは非常なるものにて父母樂めば弟妹之に和し、和氣洋々春風室に滿つるの光景は殆んど昨日の悲慘憐然の情狀に比して天地の差を見るに至れり。

操守の確堅志氣の超邁は實に君が生命なり濠洋腹々舟板一枚を以て折り重なる狂瀾怒濤を切り破くるの猛志は確に君の君たる所以なり、君は實に茲を先途と働きたり而して今や光明輝々として君が一家を照はし君が家庭を賑はすに至りたる正に固より其の所たるなり。

孝悌の心厚き君は又忠君の念深く、明治廿三年畏くも我皇帝陛下が教育勅語を下し賜ふに逢ふや、君感激措く能はず、一時豆腐の製造を癈め之を謹寫して舊師山口某の許に到り與に倶に奉讀感泣せしが、之れより君が志想は益々一層の堅固を來たし品藻は又益々一層の玉成を見るに至りぬ。

斯くて家計も益々豐富となり、又曩昔の慘狀を見ざるに至りたるを以て、君は甚だ多年の間總ゆる社會の辛き艱難に身を寠し、心を惱ましたる兩親をして一日も早く安樂の境に就かしめ、洪恩の萬分の一をも報ぜんと欲し、君が滿三年の間粒々辛苦以て蓄積せし金と他より兩圓の金を借り受け、合せて近隣の土地を購入し、家屋を建築せしが、其の中の一室を兩親の居所に充て自ら安樂堂と名附けて愛に慇懃なる兩親を安居せしめ春花秋月の飽かぬ眺めに悠々餘生を送らしむることゝなせしが兩親の悅び一方ならず、共に嬉し涙に掻き暮れ、父が欣々として「最早何時死んでも安心成佛」といへば、母は喜々として「餘り好過ぎて罰が當りはせぬか」と稱へ、一家團欒の狀宛かも春の野に遊ぶ胡蝶の如くなりしなり、君が此の時に於ける愉快は譬ふるに物なく、抃舞有難殆んど其の極に達し只に皇天の惠みと同胞の情とに感泣するの外なかりき、左に「安樂堂の記」を掲げんに

霜雪を凌ぎて咲き出る花は甚だ美にして香あり雪間を破りて躍り出づる月は甚だ玲瓏なり頭を回らして八ヶ年の前後を顧みれば貧苦の爲め住み馴れし家は引上られ六枚敷の草屋は取崩され二枚敷の下屋よりは夜雨蕭々の聲に逐はれ他家の片隅に哀れ一夜の宿賴みし苦みも今はむかしの語り草となりぬ　敬愛の父母よ此憂き艱難を耐へ忍びし甲斐ありて老の心に適ひ參らせし美麗の家も建てられたり阿那見給へ明なる月の隈なく照らす見事なるぞ花の庭上に咲きつゝある景色を……

## 强盗縛に就く

仁川末永家に入る强盗　仁川警察署の機敏

再昨朝仁川末永呉服店に强盗押入りたる事は逸早く報導せし所なるが該犯人は同日仁川警察署阪下寺田今井の三刑事の手に逮捕されたり今逮捕當時の有樣を報ぜんに該犯人は山口縣豐浦郡小串村二三平民當時住所不定岡村儀一事儀平（廿六）といふものにて仁川署に於ては同日强盗押入りたる急報（再昨紙參照）に接し鎌田警部寺田阪下兩刑事は早速末永家に馳け付け犯罪の檢視をなし同犯人は必ず只の鼠にあるまじと目星を付け本日中に逮捕せされば又如何なる害を釀すやも知れずと今井刑事をも加へて三人協力其行衞を搜索する事とし先づ仁川中の飲食店を隈なく臨檢したるも之れとも思ふ者も見當らざりしかば次に公園地通りのうどん屋伊勢屋に至りて朝來の來客を訊問したるに只一人夫れと覺しき者ありたればよく〳〵當人の行衞を尋ねたるに朝鮮町に行かんなど言ひ居たりとの事を聽き得たれば然らば北方面に手を入れんと玆に三刑事は花町裏通りの韓妓屋を搜索したり然るに同町二丁目姜德五方韓妓安玉津の溫室に一人の男蒲團を被り寢ね居たるが此男刑事の顔を見るや矢庭に表戸を締切りて又開けんともせざれば刑事は止むなく鍵を引外し中なる男を引摺出して嚴重に取調べたるに男は之れ迄と斷念し强盗の罪狀を自白せると共に大膽にも刑事に抵抗したるを以て有無を言はさず引縛つて本署に引揚げたり時に午後一時頃なりしと恐しき强盗を其日の中に捕縛せる刑事係の敏腕の程敬服するの外なし

## 諸博犯の拘引

仁川港公園地通りにて貨幣僞造の爲め其筋に厄介になれる關幸助、京城本町六丁目松下定吉及び辯護士某の三名は仁川宮町三丁目飲食店鈴木久千代方二階にて花札合戰の最中其筋に踏み込まれて一時其筋に拘引されたり

●商品陳列館の抽籤賣出　鐘路にある京城商品陳列館にては來月五日より七日迄三日間入場者一万五千人を限り抽籤券を贈呈し同期日中現金壹圓以上の購買者に對し壹圓毎に景品券を呈すると云ふ景品は一等百圓より八等二十錢迄の商品券なりと

●葬式道具屋の開業　京城の在留邦人既に二萬以上に達したる傍らには其死亡者も漸次增加するにも拘らず葬式道具を貸捌くものなく死亡者あるに際しては同業て大工に委託する等不便少からざりしが今回旭町三丁目に開店せし左文字屋にては葬式一切及び道具請負をなすと同時に死亡屆及び火葬屆等の手續きをも引受ける由なり

●金を貸して毆らる　龍山櫻町の受負業香見清次郎（三十）は大林組の某に貸金あるを以て去る三十日の夜同組社宅にこれを催促に行きしに如何なる言語の行違ひにや同舍内居合の者に頭部其他を毆打せられ三週間の治療を要するに至りしとは飛んだ災難といふべし

●故買犯の無罪　大阪府東成郡平野鄉村一一六番當時仁川京町二丁目古物商平民入江次郎吉（三十）は彼の仁川倶樂部に入れる窃盗犯青木清次郎の贓物故買の廉により輕罪公判に廻されありしが再昨日公判上の無罪の宣告を受く辯護人は石黑辯護士

## 仁川藝者の棚卸し

▲朝岡樓　仁川料理屋の女將中で八釜敷やの腕利といへば誰しも朝岡樓の婆さんを推すならん、さなり此婆さん一度怒つて吐嗚り出さんか天井の鼠も吃驚して逃げ出し娘は外へ駈け出し板場は棚の後に隱れ妓共はわい〳〵泣き出すといふ大騷動、是れ丈けならば未たしもの事時折には妓共の髻掴んで引倒し張り倒し、それでもいかねば蹴倒し突き倒すといふ夜叉振舞、目も當てられぬ有樣なり、然し折に觸れて氣嫌麗はしき時はれ客の座敷にノサバり出でれ世辭の百萬蛇羅、次いで必ず伊藤さんが仁川に下らるれば吃つと私の家に立寄られ、日本からお歸りの折は何々をれ土産に下されたの何時でも遊びにれ出でといはれたのと丸で伊藤公を友達氣取りの大氣焔誰とてそが嬌聲に中てられぬものもなし、されば藝者女中は朝から晩まで泣の涙で婆さんの御氣嫌取り、其怒りに觸れぬ樣神佛にれ祈りするものもありとかや

閑話休題此樓の藝者の顔觸れはトント御無沙汰仕れば判らぬが頓吉、貞奴去つて今は年上の三光、拍子麟大吉の仲間入りにてれ手並の程は未だ拜見致さゞれば棚卸ろしも出來ず、勝利相變らず長い体に長い顔を突き出すが藝は流石に仲の町仕込丈けあつて後ろ指は指されず、が然しながら素破抜けば御用の聲が恐ろしければ差控へ、鈴子拍子のフトは甘いもの、次に現はれたのは有名の珍女梅之助拍子なり眼中役人なく旦那なく金なく權威なく只あるのは色氣と飲み氣、れ座敷で迂つかりして居れば頭から大氣焔を浴せかけられ酷い目に逢ふ事數々から、藝は左程にもないが只江戸ッ兒氣質のといとはねたる所が客に受けらるゝと見れたり、モ一ッ江戸ッ兒の梅奴は義太の一點張り然も甘いもの仁川藝者中ではこれに並ぶもの一人もなし威張つたものなり、艸子は只可愛らしい丈、桃太郎の踊色目を使ふが踊に樹龍の特色抽者之れ知らず、桃菊の踊桃太郎の上を出でず然して餘り氣取り過ぎて氣障なり、錦妓のチヨボ子物の數かは

●お灸の數々　京城明治町一丁目食料品販賣業京都府平民奥田傳吉は自宅前街路に賣品を陳列し行人の妨害を爲したるにより科料金三十錢△同明治町一丁目薪炭セメント販賣業長崎縣平民河村治平は街路に荷車を放置し行人の妨害を爲したるにより同三十錢△同本町一丁目雜貨商大阪府平民辻本嘉三郎は街路に空箱を亂置し通行の妨害を爲したるにより同三十錢△同本町四丁目ランプ商長崎縣平民橋本延太郎は道路へ空箱を排列したるにより同三十錢に何れも處分せられたり

●寒中一ケ月　北海道函館區元町釣谷榮太郎（二十）が遠藤福松なる者よりメリヤスシヤツ二十打の賣捌を托され其の一部の代金二十九圓と殘品悉皆を當地にて費消したることは過日の本紙に詳記せしが榮太郎は昨日委託物費消罪として重禁錮一ケ月の處分を受けたり

●料理屋のれ灸　當地小公洞の飲食店一○事瀬島縣平民北村はるは去月一日山口縣平民土井せきの（十七）同人姉土井あさの（十九）同六日廣島縣平民野村りう（十九）の三名を仲居た雇ひ入ながら成規の屆出を爲さゞるにより一件一圓宛の科料に處せられたり

●仁川の北村劇　本町座にて好評を博したる北村一座は仁川歌舞伎座に乘込みたるが本日は筆子を演ずることゝなれり其役割は左の如し

今出川金吾（井上）醉漢權太郎（新田）島崎花子（西本）小使藤吉（大島）植木屋娘れ峰（桂）小田すみ子、築地親明（横山）水野管子（吉岡）車夫重藏（谷）長濱院長（中澤）戸田信一（保岡）看護婦今村文子（小泉）島崎輔、植木屋重作（青木）新聞記者（北山）教師阿川端彥（三木）島初枝（三井）若者喜八（清水）雇妻れ濱（皐月）文雄（北村）

京城博覽會
カステーラ 栗羊羹 一等賞金牌受領
和洋御菓子 麵包製造所 寒水堂
貞島本店
京城本町四丁目 電話一四一番

京城博覽會一等金牌受領
純良醬油
登錄商標 登
醸造元 大阪府堺市 戸川源之祐
發賣元 韓國京城（電話六二九番） 戸川京城支店
特約販賣店
京城本町二丁目 本田滿壽男（電話四八番）
京城本町四丁目 前田喜聰（電話一三七番）
京城明治町一丁目 唐川立造（電話二六一番）
京城南大門通り 村田源次郎（同二五三番）
水原 德永仙吉

營業科目
活版活字鑄造
石版銅版
コロタイプ
彫刻諸印刷
諸帳簿
製本裝釘
本社 京城西署西小門內（電話三二三番）
仁川出張所 仁川淸濱岸埋築地（電話仁川二五五番）
東京出張所 東京市京橋區南鍋町二丁目十番地（電話新橋三九六二番）
日韓圖書印刷株式會社

統監府各官衙御用
荷物荷造及運搬
本店 營業部
伊藤組
京城本町三丁目 伊藤友松（電話七百三十二番）（電話四十七番）

業務擴張廣告
謹啓各位愈々御淸穆奉敬賀候降テ弊店儀開業日尚ホ淺キニ不拘諸彥ノ御引立ニ依リ日增隆盛ノ城ニ相進ミ候段難有奉鳴謝候就テハ今回東京ヨリ斯業ニ精通セル職工數名ヲ雇ヒ入レ洋服一式廉價ヲ旨トシ御注文ニ應シ可申候間多少ニ不拘御用命被仰付度奉願上候也
高等 東コート
毛布類 脊廣服
毛織物 各仕立物
文官服 警官服
刀劍類 付屬品
商 原雄吉
東京塚原支店
京城明治町一丁目

熊平製造金庫
東京 竹內製金庫
大阪二重板 鐵二回轉式 消火器
韓國販賣部
熊平商店
京城本町二丁目 電話六二四番

和洋金物卸部
金物部（・）
金釘 土木工用 洋物類 諸種油 器械 鑄鋼 具類 式類
洋物商部（・）
トタン平浪板 廿六番廿八番 廿各種
精糖 メリケン粉
和洋紙類
金庫及度量衡
藤本藤次郎本店
京城本町五丁目 電話四五番 長

西洋御料理宴會
日本人倶樂部
京城南山町三丁目（電話一二三番）

一 各種石炭大販賣
大ノ浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
三池粉炭
ストーブ用トシテ右三種取寄セ貯炭能在リ御希望ニ從ヒ多少ニ拘ハラズ迅速御屆ケ可申上候
鍛冶用トシテ貯炭能在リ多少ニ係ハラズ御用ニ應シ可申候
當社ノ一手販賣炭左之通リ
三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波、黑、藤棚
本洞、大ノ浦五尺、大ノ浦三尺、笹原、滿ノ浦
芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等
三井物產合名會社
京城出張所（電話二十六番）
仁川出張所（電話六十三番）

化粧品小間物
京城本町四丁目
河村百貨號
電話七四一番

綿類卸
呉服太物 新舖開業
唐川商店
京城明治町二丁目

株式會社 第一銀行韓國京城支店
本店 東京市日本橋區兜町
內地支店及出張所 大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、四日市
韓國支店及出張所 仁川、兵庫、伏見、大阪西區、東京新大阪町
清國出張所 下關、釜山、元山、鎮南浦、木浦、群山、
平壤、大邱、開城、城津、成興、馬山、義州、安東縣
電話番號 營業部 一一番 同 一二番 營業部 三三二番
國庫部 六二一番 用度係 六二二番 分拆所 六二三番
支配人 市原盛宏
副支配人 三島太郎
國庫部副支配人 竹山純平
營業部副支配人 木村雄次
營業部長

銀行一般業務精々御便利に取扱申候
資本金 參百萬圓
積立及繰越金 七拾貳萬圓
株式會社 十八銀行京城支店
京城南大門通（電話四二〇）
本店 長崎市築町
支店出張所 京城、仁川、木浦、鎮南浦、釜山、元山、群山、馬山
韓國 京城、仁川、釜山、木浦、元山、群山、馬山
日本 大阪、佐世保、五島、熊本、嚴原、壹岐
其他日本韓國樞要地及露領浦鹽に爲替取引先あり
貯蓄預金（一口壹錢以上何程にても御預り申候）（利息日歩壹錢四厘）
長崎貯蓄銀行代理店（十八銀行京城支店）

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候
資本金三百万圓
本店 大阪市西區北堀江通五丁目
支店 釜山 仁川 平壤 鎮南浦 安東縣
株式會社 第五十八銀行京城支店
（電話五八番）
爲替取組先
東京 大阪 京都 山陽道 二十七ケ所
山陰道 十三ケ所
南海道 七十五ケ所
北海道 二十三ケ所
臺灣 五ケ所
東北 二十八ケ所
北陸道 十ケ所
山陰道 十三ケ所
西海道 三十ケ所
韓國 九ケ所
淸國 一ケ所

廣告
齒科全般ノ治術
米國最新式義齒
診療時間 自午前八時至午後九時 齒痛患者ハ何時ニテモ來院シ難キ御方ハ往診ニ應ス
京城本町六丁目（萬香亭横丁）
米國齒科醫學博士 女醫 中村安子

直輸入荷着
新荷着
浪板 キ
セメント特約販賣
廉價大販賣
建築及土工用具並小金物類一式取揃申候間御用命被仰付度候
仁川港本町通り
秋田商會金物部
電話一一六番

日本郵船株式會社 仁川出帆廣告
貨物及旅客取扱店
仁川海岸通 郡回漕店 電話三九番
京城南大門通 巴商會 電話三〇六番
長崎行 十二月
芝罘、大連行 十二月
（十二月一日後一時出）
（十二月十一日後一時出）

大阪商船會社 仁川出帆廣告
大阪商船株式會社 仁川支店 電話二十一番
荷客扱店 京城本町 岡田組
十二月十三日前十時出

京城南山町二丁目（植村病院前）
貸席 待合
末乃花

本月十六日光化門前に於て實地試驗を行ひ其偉大なる効を諸君に示せり
チャンピオン消火器
合資會社 中央商會
本社 日本東京淺草區茅町
出張所 京城明治町二丁目